

北宋叢林の經濟生活

—— 禪苑清規を中心として ——

一、北宋叢林の性格

中国の仏教教団は、当初以来、国家権力によって統制保護されながら発展したので、国家的色彩がきわめて濃厚であった。僧徒も自己保全のため、儒道二教との間に種々の問題をおこしたが、終局的には思想信仰の上にも鎮護国家を標榜して、仏法を世俗に隷属せしめざるをえなかった。

とくに宋代は、武人政治を解体して、文人を起用したことが原因して、国防が弱体化し、宋一代を通じて北方民族の圧力に苦しめられたため、強力な国家主義が澎湃としておこり、すべてが国家権力に集中された。そして国家的危機を打開するため、政府は膨脹する軍事費や、その他の財源の拮出を仏教教団に求めて、売度牒、紫衣、禪師号の公売、僧尼への課税等を強力に推進した。このため仏教教団には、おびただしい偽濫僧が出現し、持戒持律の如法な出家生活を維持するこ

とが不可能になった。このような教団のうごきのなかで、北宋時代の寺院運営が、いかに国家の施政方針にもとづいておこなわれたか、その実態を宗蹟の禪苑清規を中心に眺めてみたい。

北宋時代における寺院は、僧官である功德使の監督下におかれ、僧尼はかならず度牒と免丁由を所持することによって、出家としてその身分が保証されたのである。北宋末の真宗（九九七—一〇二二）のころには、僧三十九万七千六百五^一人、尼六万一千二百三十九人いたといわれるから、売度牒や免丁錢からの国庫収入は莫大であったといえよう。

出家者はつねに王法を謹畏し、王臣統治の恩に報ゆるため、「皇帝万歳、臣統千秋、天下太平」（卷九、沙弥受戒文）を祈禱し、「補皇朝之聖化」（卷八、亀鏡文）うために積極的な態度を示すべきことが説かれている。

このような両者の関係から、僧官と寺院との接渉もしい

佐藤達玄

に緊密となり、寺院はかれらの外護心を増長させるため細心の注意を払い、つねに低姿勢であった。清規は官員、檀越、尊宿、僧官および諸方の名徳がたえず院門を訪れたことを伝えてゐる。

「尊官臨_ニ梵刹_一、迎送動_ニ禪林_一、去就_ニ齊整_一、令_レ生_ニ外護心_一」（卷十、百丈規繩頌）

というように、官員の来訪には一山をあげて鄭重に迎えた。その模様は、

接受之法、知事在_ニ三門外_一、首座以下在_ニ三門内_一。從_レ外為_レ上。送官之法、首座大衆從_レ内為_レ上。並須_ニ齊整_一不_レ得_ニ參差_一。如接_ニ送官員_一住持人在_ニ法堂上_一。（卷二、迎接）

とあるように、じつに威儀整然たる接送ぶりである。そして清規はかれらと接する際の心得や話題の内容についても、

「賓客相看、並須_ニ恭謹_一。不_レ得_ニ妄談_一無益之事。常須_レ如實讚_ニ歎主人知事頭首並大衆美事_一、令_レ人生_レ善、家醜不_レ得_ニ外揚_一」（卷四、知客）

とのべて無益な談論を諷めている。

また叢林は官員から書信を受けて、種々指示を迎いでいたらしく、書信を受取ったときには、

「当懇重誦訖、即時念誦廻向裝_ニ嚴福慧_一」（卷六、受書）というほどの鄭重さであった。だが寺院側からは必要な用件以外に、「与_ニ官員_一書信、尤不_レ得_ニ妄發_一」（卷三、書状）と決め

ている。このように万事について官員の意向を尊重したため、かれら官員は権威を背景に横暴な振舞があつたらしく、「了_レ事不_レ惹_ニ官方_一」（卷九、訓童行「諸莊行者」）というように、僧徒たちに官員に対する警戒心を怠らぬよう諷めている。しかし寺院は運営上の手段として、表面的にはやむなく官に対して随順の態度を示したが、内面ではやはり出家者の矜持として「出家之後、礼越_ニ常情_一不_レ拜_ニ君王_一」（卷九、沙弥受戒文）という、中国仏教徒の伝統的な意識を堅持していたことが窺われる。

二、叢林の經濟構造

(1) 叢林の自給經濟体制

唐の中期以後、均田制の崩壊とともに、莊園の設置が急激にさかんになり、王公貴人富豪をはじめ宦官將士にいたるまで競って莊園を所有した。そしてかれらは、来世の幸福をもとめて寺院を建立し、田園を喜捨した。こうして信仰の所産として自然に田園が寺院に集中し、僧徒も種々の手段方法によつて莊園の拡大をはかり、多くの小作人、奴婢を使用する大地主として、田園資財の蓄積に奔走した。ことに当時の僧徒のなかには、徭役忌避を目的とし、あるいは經濟的な欲望を満たすために出家した、いわゆる浮惰のものが多く、道心のなにかれらの生活は、ほとんど世俗とことならなかったと

いわれている。

このような世俗的性格をおびた仏教界にあって、百丈懷海（八一四寂）の率いる禪宗教団は、百丈の死後も弟子たちは莊園をもつまいと決議していることから推察すると、当時の叢林は莊園を所有しなかったと思われる。しかるに、それから三百年を経過した北宋時代の叢林においては、寺院經濟を維持するために莊園は不可欠の要素となり、僧徒もさかんに自力で田園を開拓するようになった。こうした寺領の存在は、必然的にそれを管理し、小作料を徴収する役職を設けることとなり、禪苑清規にみるような莊主を登場させて、莊園に関する一切の事務を管理させた。

莊園には一般に、土地と莊舎およびその附屬施設が存在していた。土地には耕地のほかに、菜園や果樹園、山林などがあつた。また管理人の住宅である莊舎や、小作人、奴婢などの住宅、倉庫、家畜小屋、磨院、油房などの建造物もあつた。そのほか車、船などの運搬用具、犁鋤などの農具、牛馬などが存在したことを清規は伝えている。これらの物件が莊園内に存在したとすれば、当時の叢林の自給自足の經濟体制は、じつに大規模のものであつたことが知られる。したがつて穀物や蔬菜類などの生産物も、常住の需要を満たしてまでも有り余るほどであつたことが窺われる。

莊主は莊園の守護行者、園頭行者、諸莊行者、車頭行者、

奴婢などを監督し使役して、大々的な農耕生産をいとなんでいた。莊主の職務内容としては、官の二税²をつかさどり、みずから耕作または収刈し、あるいは樹木を栽培し、垣牆を築し、肥料を運び、莊園の境界を監視し、牛馬を飼育愛護し、良家の小作人をえらんで保護し、針仕事の婦人などに配慮し、錢穀の収支決算を明らかにし、門内に酒肉葱薤を持ち込むことを監視し、閑雑の人をみだりに招き入れ、常住の錢物をもつて諸方の僧を供養し、あるいは死亡した家畜の皮角を早く官に提出し³、官から怪しみ問われることのないように処置することなどがあげられている。

このように官の二税や、小作料としての錢穀を徴収する任務をおびていた莊主の職権は、しだいに強化されて、叢林經濟の主導権を握るようになって行つたことが推知される。元代の勅修百丈清規が

「近時叢林凋弊百出。而莊中尤甚⁴。」

といっているように、徴租をつかさどる監収の収入が多かつたので、その地位が争奪的となつたことが指摘されている。いま莊主の職務内容から推察すると、元代の叢林にみられる弊害の前兆が、すでに北宋叢林における莊主の徴租事務のなかに芽生えていたとみてもよからう。

では、莊主が地租としての錢穀をどのように徴収していたか。これについて清規は

秋成場、戸主客抽分計結、文曆分明、更与^ニ多方^一饒借。(卷四、磨頭園頭莊主廨院主)

といっている。すなわち、秋の収穫時に、地主と小作人が協議して税額をさだめ、必要以上に小作人から徴収せず、錢穀の収支を明確にすべきであるといっている。宋代における小作料は、ほとんど物納で、金納はまれであった⁵⁾というが、清規に「錢穀文曆収破分明」(卷四、同上)というように、北宋のころは、錢穀の二者いずれでもよかったことが知られ、貨幣経済の滲透した当時においては、莊園内にも貨幣がさかんに流通していたことが知られる。

この莊主の補佐役に廨院主がいて、莊園よりの余剰生産物を売却して、常住をうるおしていた。元来、叢林における生産行為は、営利を目的としたものでなく、常住の食糧確保のためであったが、ここにいたって、労働作務を修行そのものとみた従来の修行觀が、大きく変って、利潤の追求へと転向するようになったことは注目すべきである。

莊主の監督下にある諸行者のうち、諸莊行者の責任はもつとも重く、つぎのような八ヶ条の遵守事項が定められている。

- 1 清廉不^レ侵^ニ常住^一。
- 2 了^レ事不^レ惹^ニ官方^一。
- 3 善巧調^ニ和行者^一、莊客与^ニ莊舍^一和睦、不^レ令^ニ鬭争^一。
- 4 知^レ時、耕^レ田、下^レ種、各務合^レ宜。

北宋叢林の經濟生活(佐藤)

5 慈心照^ニ管頭口^一勿^レ令^ニ羸瘦^一、及不^レ得^レ令^ニ使^レ牛人乱有^ニ鞭打^一。

6 護戒鈴^ニ束行者^一、不^レ作^ニ非違之事^一、防^ニ鬭莊客^一不^レ偷^ニ常住錢穀^一。

4 精勤常詣^ニ地頭^一、照^ニ管地界及諸色田^一。

8 明^レ本不^レ為^レ供^ニ勤三宝^一、則是勞而無^レ功。

菜園の責任者としての園頭は、「糞^レ地築^レ畦布^レ種生^ニ芽澆^一水耘^レ草」(卷四)というように、みずから農耕に従事して「相^ニ度天時地利^一常令^ニ蔬菜相続存留^一」(同上)べきで、年間を通じて、つぎのような各季節の蔬菜類を栽培し、つねに常住の食糧を確保すべきであると説いている。

初春：蒿苳・蔓菁・著蓮(ちさ・かぶらな・ふだん草)

寒食前：茄子・瓠子・黄瓜・決明・葵菜・蘭香(なす・ふ

くべ・きゅうり・えびす草・あふひ・香菜)

五月半：蘿蔔(大根)

六月半：秋黄瓜(秋のきゅうり)

七月半：蒿子・菠薐(油菜・ほうれん草)

そして、これらの好いものは大衆に施し、余剰物は穀物と同様に売却して、幾らかの利潤をえていたのである。このほか

「造^ニ醬醋^一須^レ依^ニ時節^一及打油、春磨等亦当^レ經^レ心」(卷三、監院)

とあるから、大豆・果実・胡麻・菜種などの栽培がおこなわ

れ、調味料の製造や、食用油、灯油などが油房で精製され、その槽は肥料として活用されていたものと思う。この油房の存在も、たんなる叢林の需要を満たすのみでなく、営利的なものであったと思われる。

さらに莊園のなかには磨院が設置され、磨頭の管理のもとに碾磑によって精米精粉がおこなわれていた。すなわち水車を利用した水碾磑と、牛馬による陸碾磑とがあり、多数の行者、人工を使役して大規模におこなっていた。この碾磑經營は、かつての唐代寺院經濟の有力な部門であつて、長安、洛陽の大寺院でこれを經營しないものはないほどであつた⁽⁶⁾。事実からみれば、磨頭の指揮のもとに經營された北宋叢林の碾磑經營も、自家用の域をこえて、広く一般に賃貸する營利目的の大規模なものであつたことが知られる。

こうした莊園や磨院からの収入は、もと監院の掌握するところであつたが、それが頭首の一員である庫頭に全面的に移行しているところに、庫頭の地位権限が強化されてきたことが知られ、叢林機構の過渡期的な様相が明らかに看取されるのである。

庫頭の職務内容は

「主^ニ執常住錢穀出入歲計之事、所得錢物即時上^レ曆、收管支破分明、齋料米麦常知^ニ多少有無、及^レ時^ニ拳覺收買」(卷

四、庫頭)

することであつた。そして十日に一度計算し、一月毎に通計して収支を明らかにし、知事や住持が會計監査して署名した。かく常住の錢物の収支は嚴重に監査され、公金を取扱う庫頭に對しては、

「金銀之物不^レ宜^ニ謾藏、見錢常知^ニ数目、不^レ得^ニ裏私借貸与^レ人。如主人並同時非理支用、即須^ニ堅執不^レ得^レ順^レ情」(同上)

と規定して、庫頭の独断と不正を未然に防ぐことに意を用いている。それゆえ、庫頭をえらぶ条件としては「守^レ己清廉、言行真的、衆所^ニ推伏、方可^ニ委付」(同上)といつて、道心堅固な人格者であることを強調している。

このほか庫頭は、山野にある寺院で城市に遠い場合には、衆僧の必需品や薬密茶紙の類をたくわえておかねばならなかつた。

以上のような諸点から考察すると、莊園よりの収入に主力をおいた叢林の經濟活動も、急激に変貌し、ますます世俗との交流が密接となり、叢林の性格や修道精神も、複雑微妙な様相を呈するようになってきたことが知られるのである。

(2) 檀信依存の經濟体制

叢林と世俗との交渉が複雑多様化してくるにつれて、檀信徒の信仰の表現として、寺院に田園資財を喜捨することが盛

んになってくるし、僧徒も積極的にかれらを勧化して布施の功德を力説し、檀信依存の傾向をますます濃厚ならしめた。この檀信の布施行為がいかにか叢林の経済を豊かならしめたかを考察しよう。

まず、禅苑清規卷十、「勸檀信」によると、在俗者の生活規範としてつぎのような点に、布教の眼目がおかれていたことが知られる。

「在家菩薩、先当事_レ仏務極_ニ嚴謹_一。永断_ニ葷酒_一堅守_ニ齋法_一、於_ニ諸慾染_一誓不_レ擬_レ犯。親_ニ近知識_一發_ニ明己見_一、随_ニ其悟入_一如_レ理修行。若初心之士未_レ能_レ頓除_ニ葷酒_一且食_中早素、一月之間已能減_レ半。久習淳熟、自能永断長齋及欲障厚者、先且奉_ニ行五戒_一、然後進登_ニ菩薩清淨大戒_一。若未_レ能_レ親_ニ近知識_一者、但慮_下誦_ニ誦大乘_一助_中發_下正見_上。若未_レ悟_ニ摩訶般若_一者、但依_ニ仏語_一修行時中亦不_ニ虚棄_一。学般若菩薩応_ニ当勤發願_一云、南無仏南無法南無僧、願身心安樂進_レ道無_レ魔、般若光中念念之間常以_ニ般若_一發_ニ悟一切衆生_一、普願一切衆生頓悟_ニ摩訶般若波羅密多_一、同成_ニ無上正遍知覺_一。」

このように誠めて、持戒持律の生活によって、よく無上正遍知覺を成ずることを説いたのである。したがって在家菩薩の積極的な禁欲生活は、つねに布施行為へ向う可能性を孕んでいた。それゆえ叢林も、こうした聖なる宗教的行為の健全な育成をめざして、種々の役職を設け、法施活動を活発ならし

めた。それらの役職には、臨時的なものと、定期的なものとがあつた。前者には、

粥街坊、米麦街坊、菜街坊、醬街坊、水頭、炭頭、灯頭、華嚴頭、般若頭、経頭、弥陀頭。(卷四、街坊水頭炭頭華嚴頭)などがあつた。かれらは

「外勸_ニ檀越_一増_ニ長福田_一、内助_ニ禅林_一資_ニ持道果_一」(同上)する使命をおびていた。街坊というから、おそらく叢林の近くの村落や町へ托鉢に出向いたのであろう。唐宋ごろの村落の戸数は、数十家乃至数百家あつた(1)というから、米麦、野菜、調味料、燃料などの生活必需品も難なくえられたものと思われる。

後者には化主制度があつた。化主とは元來「教化の主人」のいみがあり、禅門規式では住持をさしていたものが、禅苑清規にいたつて勧化主任のいみに転用された。かく古規時代には存在しなかつた街坊や化主が重視されてきたこと自体に、労働作務を重視した従来の修行至上主義を軽視する墮落的傾向を内在していたといえよう。

清規の規定からみると、街坊よりも化主の方に、より多くの期待がかけられていたことは明らかで、化主に対する記述が詳細をきわめていることがそれを示している。化主は叢林を代表して、毎年違った地方に派遣された。当時は各地に民間の信仰団体が組織され、結社をつくっていた。かれらは信仰心の発露から、盛んに仏事法要をおこなつて、僧俗を招い

て供養した。いまその一例を唐末より宋初にかけて、敦煌地方に存した結社を通して、その具体的な行事内容をながめてみよう。それによると、結社の規約である社条には、結社の意図、目的、組織、事業、罰則などが明示されていて、社員相互の団結が非常に強固であったことをのべている。社の行事の主なものに、三長月齋、燃灯会、印沙仏会、行像会、盂蘭盆会、病氣平癒や安産の祈禱、葬儀の援助などがみられ、これらを通じて、仏教が敦煌の人びとの生活のなかに滲透していったことが知られる。

化主はこうした民間の結社を手がかりとして発せられたものであろうから、人選はきわめて慎重におこなわねばならなかった。清規の記載によると、まず侍者寮に勧募する州県の地名を書きしるして、化主希望者をつのり、監院、知事、頭首が応募者の中から選定したことを伝えている。選定されたものは、前年の事例を前任者から問いただし、施物を運ぶために、慣れた小心の人力行者を同行した。化主が出発する前日には、監院知事が化主のために茶湯置食し、当日には住持人が上堂し、偈頌をもって道心を激発し、門首まで餞送した。化主は自己の任務を全うするために、施主宛の官員の紹介状、院門からの紹介状、手土産、通行手形などを持参した。

紹介状などは、おそらく前述の「社」の責任者である三官（社長、社官、録事）宛のものが多かったと思われる。化主は施主

に対してきわめて低姿勢で、善言化導しなければならなかった。そしてつねに院門の代表者であることを自覚して、「増益通年目録」（卷五、化主）——勧募の品物を前年よりも増やすように意を用いねばならないが、それも「不_レ宜_二分外曲取_一人情」（同上）——堂頭や知事頭首より好感をもたれようとの下心からしてはならないといっている。

化主の任期は一年であるから、その間に遍く檀越と交わるうちに、俗習になじむ危険性が存したことはいうまでもない。それゆえ化主は、任務が終わったならば、早く帰山することを心がけねばならない。そして施利の錢物は収納分明にすべきであるが、化主のなかでも、

「造業愚夫便同_二己物_一、或蕩_二於酒色之費_一、或畜為_二衣鉢之資_一、或買_二度牒師名_一、或与_二小師披剃_一」（卷五、化主）というように、錢物を着服したり、酒色や衣鉢、度牒、禪師号を買う費用にあてたり、弟子の剃髪などの費用に使用した悪徳化主が存在したことを伝えている。

化主が帰山すると、住持は出発のときと同様に上堂する。このとき化主は、大衆や常住に対する施物のほかに

「堂頭乳藥及知事頭首人事之物、並依_二常年及衆人事例_一」（同上）

というように、住持や知事頭首にそれぞれ土産物を持って帰山したらしい。化主は施利状（常住へ提出）、乳藥状（住持個

人へ提出)をしたためて、施物の内容を報告する。そして品物を法堂上に陳列し、維那が大衆に報告する儀式が厳肅如法におこなわれる。そしてその後、無事に帰山したことを祝福する盛大な祝賀会が開かれ、三日間にわたって茶湯特為置食して、化主の労をねぎらう数々の行事がおこなわれたのである。

このように檀信依存の強かった当時、芙蓉道楷禪師(一〇四三—一一一八)が化主を免せず^⑨に、約十年の間、弟子数百人と弁道修行していた^⑩ときは、あまりにも異例のことといわなければならぬ。

前述のように、寺院側から檀越に対しておこなわれた積極的な勸化に呼応して、檀越側からも寺院に対して種々の喜捨を盛んにおこなった。その主なものに齋粥がある。これには叢林内で修行者全員に供養する場合と、施主家へ大衆を招請する場合があった。

前者は清規の随処にみられる齋会や仏事法要の際におこなわれたもので、その規模は小さきままであるが、後者は僧堂の全員が出かけるもので、その際は行者までも赴くことがあったようである。清規が「出入」(巻六)の項で、赴齋・念誦・接尊宿の三大出入としてのべているものがそれである。すなわち「若有縁事全衆出入」といっているように、檀越が縁事(吉凶・先祖供養など)の際に、大衆一同を齋に招い

て襦袢までも施与した。このような行事がたびたび行なわれたらしく、この出入によって、叢林の自給形態はしだいにくずれ、檀信依存の傾向をますます濃厚にしていったことが推察されうる。

この赴齋の際の出入は、威儀を正し秩序整然とおこなわれたことを清規は伝えている。まず出発時刻になったら、三門下に集合し、住持、五頭首、名徳勤旧が戒臘の次第によって出発し、それに続いて大衆、四知事が庠序として出向いたのである。こうした赴齋や院門での仏事法要の際には、かならず襦袢が施与されたから、かれらの日常生活は豊かなものであったし、大衆各自の錢物の所得も軽視できないものがあったと思われる。

三、叢林における消費経済の実態

(イ) 常住の消費経済

数百名にもおよぶといわれた当時の叢林居住者の消費生活を考えると、衣食に関する出費がいかに莫大であったかは、想像を絶するものがあつたと思う。そうした常住に関する出費としては、つぎのようなものがあげられる。

- (1) 大衆の食費
- (2) 伽藍・莊園の維持費
- (3) 法要寺務費

(4) 院門の渉外その他

〔1〕 大衆の食費：唐中期以後における寺院の居住者は、大体下は三十僧から、上は三百僧に及んでいるといわれるが、このほかにも多くの行者・童行・奴婢が住んでいたのである。元代の勅修百丈清規にも、亡僧の衣鉢を估唱してえた金錢を分配するにあたって、

「僧衆約四百員、在仮並暫到約七十五人」⁽¹²⁾

とのべていることから推察しても、禪苑清規が対象とした北宋叢林の規模も、おおよそこれと同程度のものであったと思われる。

清規がのべる各種の職務分担をみても、知事、頭首以下の諸役を数えれば四〇以上もあり、かれらの下に多くの行者もいたのであるから、叢林内の居住者はかなりの数にのぼることが考えられる。こうした一山大衆の日常生活を統轄する監院としては、

「逐年受用齋料米麦等、及_レ時収買并造_二醬醋_一、須_レ依_二時節_一。及打油舂磨等亦当_レ經_レ心」(卷三、監院) というように、たえず食糧の確保に意を用いねばならず、檀越よりの布施にのみ頼ることは許されず、自給自足の經濟体制をあるていど確立させておく必要に迫られたのである。

〔2〕 伽藍・莊園の維持費：禪苑清規のなかにみられる伽藍や附属施設としては、三門、僧堂、法堂、方丈、旦過寮、大藏殿、衆寮、真堂、浴室、庫院、看經堂、土地堂、童行堂、延壽堂、羅漢堂、水陸堂、鐘樓、閣、塔、莊舍、油房、倉庫、家畜小屋、碾礮小屋、などをあげることができる。これらの建造物の修理、補填は、主として直歳が当たったのであるが、直歳の職務規定によると、

「直歳之職、凡係_二院中_一。作務並主_レ之。所_レ為院門修造、寮舍・門窓・牆壁、動用什物逐_レ時修換嚴飾。及提_二拳礮磑・田園・莊舍・油房・後槽・鞍馬・舡車・掃酒・栽種_一。巡_二護山林_一、防_二警賊盜_一、差_二遣人工_一、輪_二撥莊客_一……如有_二大修造_一、大作務、並稟_二住持人_一、矩劃及与_二同事_一商議、不_レ得_二專用_一己見」(卷三、直歳)

とある。これに要する維持費、修繕費、人件費などは、すべて常住の經費あるいは檀越からの信施によって賄われたのであるが、年間に要する經費を想像しても、実に莫大な額にのぼると思われる。

〔3〕 法要事務費：叢林で実際おこなわれた各種の儀式法要や齋会も、恒例のものや臨時的なものも勿論あった。まず恒例の齋会には大衆に齋粥を供養するのであるが、それにはつぎのものがあつた。すなわち、冬至の設齋、年末年始や解

制結制の設齋、五月五日の端午、六月の炙茄会、七月七日の七夕、九月九日の重陽などの五節句の齋会、十月一日の開爐、十二月上浣の臘八、二月一日の閉爐、二月十五日の涅槃会などである。このほか各種の茶礼、煎点、あるいは羅漢供養や水陸会などが盛大に催され、僧俗への供養が常住の経費によつておこなわれたことが知られる。

臨時的なものとしては、中筵齋や亡僧の葬儀などをあげることでできよう。中筵齋は大齋会であつたらしく「中筵大齋及_レ早備弁」(巻六、中筵齋)とあるから、かなり以前から準備にかかつたらしく、法堂上に大幕を張りめぐらし、道場を莊嚴して僧俗を招請して盛大におこなつた。この行事はおそらく、福田思想からくる社会事業的な性格を帯びたものとして、時どきおこなわれたものであろう。これに要する経費は、施主と常住からの共同出資によつて賄われた。

また、院門居住の尊宿遷化や一般の亡僧の際は、死亡者の衣物を估唱してえた金銭および常住よりの負担によつて、葬儀が執行されることが多かつたようである。とくに尊宿が遷化したときの葬儀は盛大で、起龍の当日には大齋会が設けられた。

「本院随_レ力作_二一大齋_一、襦施重_三於尋常_二」(巻七、尊宿遷化)

というように、このときは常よりも多くの襦銭が布施され、

さらに入塔に際しては「本院応_レ散_三念仏錢_二」(同上)とあり、大衆一同に念仏錢が施与され、しかも入龍・举龍・下火・下龍・撒土・掛真などの関係者に「有_三乳葉_二」(同上)、すなわち謝礼金が与えられた。一般の亡僧の場合は、本人の衣物を估唱してえた金銭を葬儀費にあてたのであつて、

「不_レ得_三全無_二衣鉢_一、免_レ令_三身後侵_二損常住_二」(巻七、亡僧)といつてゐる。しかし估唱してえた金銭が不足の場合は、常住から補なわざるをえなかつたことが文面から察知される。

〔4〕院門の渉外その他

官員や檀越の強力な外護によつて、寺院経済の一半が支えられていた当時としては、かれらの外護を失ふことは大きな痛手であつた。それゆえ僧徒はたえずかれらに迎合的な態度で接し、鄭重な茶湯の礼をもつて接した。院門の經理担当の庫頭は「常住之財」(巻四、庫頭)をもつてかれらを接待した。また化主が地方へ勸募に出向くとき、施主宛に土産物を持参したが、それも常住の経費で賄つた。そのほか、延寿堂で療養している病僧用の食糧、燃料、湯薬などの確保も、延寿堂主の力の及ばないときは、常住より支弁した。かく年間を通して常住が支弁した渉外費やその他の経費は、じつに莫大なものであつたことが想像される。

(ロ) 個人の消費経済

僧徒が私有財産として所有することを認められたものは、衣鉢その他の弁道具のみである。その弁道具類も、亡僧の項でのべたように、

「不_レ得_三全無_三衣鉢、免_レ令_三身後侵_三損常住_二」（卷七、亡僧）
 というから、当時の叢林生活においては、死亡した際、衣物を估唱してえた金銭で葬儀の費用を賄なうていどの、衣鉢や弁道具を所有することが認められていたし、またそうあることが望ましかったのである。しかし唱衣の目的も、衆僧の慳心を対破するためであるから、過分に所有することは貪心を増長させるため慎しむべきであると誡めている。

このほか、インド仏教以来、出家者に対して禁止されてきた金銀の所持も、北宋のころは暗黙のうちにそれが認められていたことは注目に価する。だが金銭所持に対する伝統的な解釈は十分意識されており「不_レ蓄_三金銀財宝_二否」（卷八、一百二十問）と、半月堂儀をおこなうごとに反省自警していた。しかし貨幣經濟時代の当時においては、金銭の所持を全面的に否定することは不可能であった。当時、出家者がかならず所持することになっていたものに度牒と免丁由があった。出家者が免役の特権をうるためには、毎年免丁錢を官に納め、その証明として免丁由をもらったのであって、この免丁錢は各自が支弁したのである。

また各種の齋会や仏事法要には、襯錢の施与があったこと

はずでにふれたが、当時は布施にも貨幣が用いられていたといわれている⁽¹³⁾。また亡僧の衣物が估唱されるとき、大衆は金銭を支払って購入しているが、その際あまり価値のなかった新錫錢を使用していたため、「無_下以_三新錫_二相兼_上」（卷七、亡僧）といって、これが使用を禁じているのによっても各自が金銭を所持していたことが知られる。

では、大衆が金銭を所得するには、どうゆう場合があったであろうか。すでにふれたように、叢林でおこなわれる恒例あるいは臨時の法要や齋会には、つねに襯錢が施与された。とくに「遇_三施主請_レ衆看_三大藏經_二」（卷六、看藏經）のような場合に「施主經錢並係_三堂司収掌分俵_二」（同上）というように、施主から施与された看經錢を分配する際、三分の一を常住へ納め、残りの三分の二が大衆に分配された。中筵齋（卷六）のような大齋会には、大衆に食事や襯錢が施与されたことは、「首座施財或施主俵襯」（同上）というのが証明している。

また、唱衣によってえた金銭を処分する場合も「三分得_二一分_二」（卷十、百丈規繩頌）とあるように、常住へ三分の一を納め、残りは「遺財津送外、分俵為_三看經_二」（同上）といって、葬儀費に三分の一、残りの三分の一を大衆が平等に分配したのである。

このほか行者として雑役にたずさわる童行は、とくに錢物の所得が多かったようで、

「若授_二利養錢物_一不_レ得_二隱匿_一、當_二白入_レ衆抽_二分_一」(卷九、訓童行)

というように、もし錢物をえたならば隠さず申し出て、大衆と平等に分配すべきことが決められている。

個人の収入は主として以上の場合が考えられるが、支出の面はどうであつたらうか。

まず支出の主要なものは、生活必需品の購入であるが、それを何処で購入したかというに、

「買売閑雑之人、並不_レ得_二放入_二寮内_一」(卷四、寮主寮首座)

というから、おそらく衆寮の外とか、あるいは境内で物品の売買がおこなわれたのであろう。また仏事法要のため俗家に赴齋の際は、

「食畢參_二随住持人_一、歸_レ院並不_レ得_二留_二身幹_一、事動_二人譏笑_一」(卷六、出入)

というから、

「或買_二衣物_一、或買_二藥草_一、或相_二看施主_一、或瞻_二礼勝景_一、或於_二別院_一廻_二礼師僧_一」(同上、割註)

などの用件のために特別に残留することは禁ぜられていた。それゆえ物資購入のための外出は、「候_二別日_一於_二堂司_一請_レ飯」(同上)で、出向くべきであるといっている。そのほか考えられることは、街坊や化主に依頼して購入したのであろう。

以上は一般大衆の場合をのべたものであるが、院門の上層部の人びとは、個人的な収入も多かった代りに、各種の儀式である茶礼に要する個人的な出費も随分多かったことが知られる。清規によれば、茶礼は一般に上位のものが下位に対しておこなう場合が多いようで、時には「法眷及入室弟子特為堂頭煎点」(卷六)のように、その逆の場合もあった。茶礼としては、堂頭煎点(卷五)、知事頭首煎点(同上)、入寮臘次煎点(同上)、衆中特為煎点(同上)、衆中特為尊長煎点(同上)、通衆煎点(卷六)などがある。これらの茶礼に要する経費は、主催者が支弁したものであり、とくに住持や監院は茶礼の主催者になる場合が多く、ときには食事を弁備することもあり——「置食特為」(卷六)——、このとき大衆は相伴にあずかり、その上、褌錢まで施与されたのである。このことからみて、叢林の幹部たちは相当の私財を蓄えていたらしく、唱衣の際にも住持や監院は、大衆のなかに加わってはならないと規定していることがこれを証明している。

四、叢林における修道生活

叢林の修行者は、具体的にはどのような生活態度をとるべきか。この問題については、百丈懷海の「一日不_レ作、一日不_レ食」の宗教的実践行に基本的立場をおくことはいうまでもない。宗蹟自身も、禪苑清規を撰述するにあたって、百丈

古清規の精神を生活のなかに生かすことに主眼を置いて、諸方の叢林を訪ねては、そこで見聞した種々の生活規範をとり入れ、時代に即応した禪門の清規を設けようとしたことが、序文や内容から推察することができる。それゆえ、ひとたびこの清規が刊行されるや「盛行三世、惜其字画磨滅」というほど、これが諸処の叢林で依用されたことを伝えている。してみれば、この清規の内容を検討することによって、当時の叢林の修道生活の具体的な姿を知ることができよう。

だが、すでにのべてきたように、叢林という出家者中心の宗教社会においても、在俗者が多数入りこんで、僧俗一体の特殊な社会を形成していた。それゆえ各自が出家者の立場を自覚して、如法な修行生活を遂行しようという意識は十分にもっていたものの、それを生活を通して具体化することは、きわめて困難な状態にあったことが、清規の随処にみられる。

修行者たちにとっては、作務の合間に、随時「參師問法」して、仏祖道を体得することに、その生命をかけていた。しかるに当時の叢林の性格からみれば、住持は官員の接待や種々の俗務のために、大衆の接化が思うようにおこなえなかつたから、やむなく「放參」（卷一、赴粥飯）の規定を設けざるをえなかつた。住持自身のそうした身辺の事情は、当然、叢林全体に反映し、修道至上主義の本来のありかたが、徐々に軽視されがちになることは明らかで、叢林の過渡期時代の諸

現象が、いろいろな姿で呈示されていることが目につくのである。

おそらく宗蹟は、こうした叢林の墮落化の現象をうれうるのあまり、禪門の基本的な立場を打出して、修行者の自覚をうながすため、開卷辟頭より「受戒」・「護戒」（卷一）の問題を提示し、さらに「龜鏡文」・「自警文」・「二百二十問」（卷八）、「百丈規繩頌」（卷十）によって、それを敷衍して説いたことが窺われる。

それらによると、禪門の修行者の參禪問道は、すべて戒律に依拠した生活から始まるのであって、声聞戒・菩薩戒の受持こそ「入法之漸」であるといっている。そしてこの戒律依拠の態度が、結局は「尸羅清淨、仏法現前」（卷一、護戒）するのであるといっている。だからひとたび出家受戒したならば、法のためには身命をかえりみない決意が必要であると強調している。仏飯を食むものがいたずらに

「竊議朝廷政事、私評郡県官僚、講国土之豊凶、論風俗之美惡、以至工商細務、市井閑談、辺鄙兵戈、中原寇賊、文章伎芸、衣食貨財、自恃己長、隱佗好事、揄揚顯過、指摘微瑕」（卷八、自警文）

というような、世俗的な一切のことがらを放下して、ひたすら仏祖道の開頭に精進すべきことを勧めている。

清貧に甘んじた生活がすべてに優先しなければならぬ宗

教社会にあって、少欲知足の生活をいかに遂行するかは、叢林の指導者たちの関心の的であった。それゆえ、半月ごとにおこなわれる布薩会において、小乗戒や大乘戒が規定しているような生活信条の一二〇ヶ条(巻八、一百二十問)にわたる自己反省の諸問題を提示して、たがいに誠め合ったのである。そのなかには帰依三宝、発菩提心、古教照心などの弁道の基本的な問題から、集団生活における注意事項、あるいは中国的な道德律や大乘的利他行の実践など、非常に広範囲にわたる徳目が網羅されている。

和合衆といわれる僧団の性格から、叢林の運営は「本為_三衆僧_二」(巻八、亀鏡文)であるから、住持は月旦に遇うごとに寮舎を巡視して、大衆の安否をうかがい、日用品などが欠乏して修行に支障をきたすことのないように、たえず補給する細心の注意が必要であった。多忙な住持のことゆえ、院門の諸行事に臨むことも不可能なことが多かったようだが、「叢林事不_レ輕」(巻十、百丈規繩頌)で後進の指導のためには、住持みずから範を示すことが要求された。それゆえ清規は、住持に対して二時の齋粥、普請、亡僧の衣物を估唱することの三つの行事には、率先して出席することを規定した。もしそれが守られないときは、首座は住持に対して注意をうながさねばならなかった。叢林の指導者としての住持、知事、頭首も、すべて自己の職責を全うすることが大衆に奉仕するゆえ

んであるというように、修行者本位の執務要領がのべられている。というのも、知事・頭首も「執事一年」(巻三、下_三知事・巻五、下_三頭首_二)、すなわち一年の任期が終れば、ふたたび大衆の一員として修行に専念するのであったから、そこには上下の位置が固定していなかったことが知られる。このような修行者中心主義をもっとも端的にあらわしたものに、入浴規定が存在する。すなわち叢林における入浴順位は、世俗とことなり下位のものを重視して、衆僧・行者・住持知事の順であることが定められている。このような上位者の温情があつてこそ、大衆も修行に徹することができたのである。

さて、世俗との交渉が頻繁であつた当時の叢林にとっては、種々の用務で他出する機会も多かったようであるが、自分勝手な行動は許されなかつた。

「請假遊山、只可_三半月_一。或過_レ限者須_下呈_三祠部_一、再守_中堂儀_上。如違則準_三院施行_二」(巻十、百丈規繩頌)とあり、十五日を限度として暫假が認められていた。しかして随時に他出遊山できたわけではなく、その時期も

「若欲_三起離_二須_レ守_三半月堂儀_一。并点_三入寮茶_二訖、或聖節上殿罷、臨_レ行告_三白寮主并上下肩_二方可_三前去_一」(巻一、掛搭)といい、半月堂儀の終了後、あるいは入寮点茶・聖節上殿罷に限られていた。その理由も修行者として、叢林の行事を済ませてから他出させたところに、修行重視の立場がみられる。

また、常住の必要から、毎年一年の任期をもって勸募のため、化主が發せられたが、その際も

「既離禪宇^ニ遍詣^ニ檀門^一。俗士侵尋漸成^ニ汨没^一。常念^ニ早帰^一。弁道、不^レ宜^ニ在^レ外因^ニ循財色間^一。」（卷五、化主）

というように、任務をはたしたならば、いつまでも世俗に執着せず、一刻も早く帰山して弁道すべきであるといっている。しかし数多い修行者のなかには、好ましからざるものもいた。すなわち、

「聖衆内或有^下盜竊酒色及鬪諍汚衆喧乱不律等事^上。皆集^レ衆奔逐出^レ院。不^レ從即聞^レ公。」（卷十、百丈規繩頌）

というように盜竊、飲酒、鬪諍などが絶えずおこなわれたようである。この場合、軽微な罪であれば「晚參庫堂内、指約戒励」（同上）すべきで、官員などの外護者の前では忠告してはならないといっている。また中には出家と称して、外形だけ僧形をして清浄な大海衆に混入して和合衆を傷つけ、あるいは重罪（波羅夷罪）を犯すものもいたが、そのような場合には、官の手をわずらわすことなく、維那はその者を檢挙して大衆の面前で杖打ち、鉢を焚焼して、偏門から追放したというところに、叢林の自主性が示されているとともに、百丈以来の修行重視の立場が護持されていたことが知られるのである。

1 道端良秀「概説支那仏教史」一九三頁

2 野上俊静「遼金の仏教」——二税攷——に「二税戸とは遼代諸寺に賜与された民戸を指すのであって、彼等は本来良民なるが故に、一面官に納税する義務を有するとともに、他面所屬寺院にそれと同額の税を輸さねばならなかったもので、かかる賦税の二面的性質から、彼等を二税戸と称した。……二税戸を所有していた寺院は多く大寺であった」というように、莊主は二税戸から官に納入する税金と、寺院に納入する税金の徴收事務を取扱ったのである。

3 河上光一「宋代の經濟生活」一二五頁に、当時牛皮税があったことについて、つぎのようにのべている。「牛皮は武器の材料になる。牛が死ぬと牛皮を悉く政府に納めていた。初めは代償を支払ったが、次第に不払いとなり、牛に死なれた農民は、牛皮を納めても代金がもらえないので損失が大きかった。そこで牛を持つ持たないに関係なく、田地を所有している者に対し、その所有額に応じて、牛皮を金に換算した額を分担金として納めさせることにした。これが牛皮税で、後周の広順二年（九五二）に始められた。毎畝一文五分くらいの率であった。これは南宋に至っても止められなかった。」

4 大正四八、一一三三b

5 河上光一、前掲書一〇二頁

6 道端良秀「唐代仏教史の研究」四五二頁

7 加藤繁「支那經濟史考証」上卷所収、「唐宋時代の莊園の組織並にその聚落としての發達につきて」

8 竺沙雅章、敦煌出土「社」文書の研究、東方學報京都第三十卷五冊。

9 正法眼藏行持下に「与^ニ諸人^一議定、更不^レ下^レ山、不^レ赴^レ齋、不^レ發^ニ化主^一。」岩波文庫中卷六〇頁。

10 宇井伯寿「第三禪宗史研究」四二五頁。

11 道端、前掲書四四四頁。 12 大正四八、一一四九c。

13 加藤繁「唐宋時代における金銀の研究」一七一頁。